



2226

(介61)

平成19年12月19日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

天本



介護療養型医療施設療養環境減算の廃止に関する情報提供

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護療養型医療施設の療養環境減算に関しては、平成18年4月の介護報酬改定において、療養環境の確保の観点から、

①平成19年3月31日をもって病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)及び診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ)を廃止、

②平成20年3月31日をもって病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)及び診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ)を廃止

となっております。

上記において、診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ)は、廊下幅の基準に係る経過措置を含む減算ですが、病床転換による診療所旧療養型病床群からの経過措置を受けている施設の廊下幅に関して、介護療養型医療施設の指定基準においては、経過措置の終了期日は示されておりません。その結果、廊下幅に関して診療所療養病床環境減算(Ⅰ)を算定している施設の指定更新についての疑義等が生じていることから、この矛盾点に関し、本会からも厚生労働省へ、何度も申し入れを行っていたところです。

今般、本件に関し、厚生労働省老健局老人保健課より、平成20年3月31日の診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ)の廃止以降についても、廊下幅に係る部分の経過措置の存続を事務局案として介護給付費分科会に諮る予定であるとの情報入手いたしました。今後、審議会等において検討された上で、正式に決定すると思われませんが、取り急ぎお知らせ申し上げます。

敬具

記

(参考資料)

・病院療養病床療養環境減算及び診療所療養病床療養環境減算の廃止について

(厚生労働省老健局老人保健課作成資料)

以上

病院療養病床療養環境減算及び診療所療養病床療養環境減算の廃止について

療養環境減算

○ 指定基準の設備に関する基準の本則を満たしておらず、療養環境が十分でない場合には、減算を行うこととしているもの。

基準	減算	診療所
①1病室の病床数が4床以下 ②病室床面積6.4㎡/人以上 ③廊下幅1.8m(両側病室2.7m以上) ④食堂1㎡/人以上、浴室 ⑤機能訓練室面積40㎡以上(診療所は「十分な広さ」)	病院(病棟単位) 減算(I)15単位 → 25単位 ③が基準未滿 減算(II) 75単位 → 85単位 → (平成20年3月廃止予定) ①又は②が基準未滿 ④について、食堂・浴室はあるが食堂の面積が基準未滿で改善計画提出済み ⑤が基準未滿 ※医師、看護職員又は介護職員の員数が基準未滿	減算(I) 50単位 → 60単位 → (平成20年3月廃止予定) ①②③いずれかが基準未滿 ④について、食堂・浴室はあるが食堂の面積が基準未滿で改善計画提出済み ※看護職員又は介護職員の員数が基準未滿
	減算(III) 105単位 → 115単位 → (平成19年3月廃止) ④について、食堂・浴室がない。 ④について、食堂はあるが、面積が基準未滿で改善計画未提出	減算(II) 90単位 → 100単位 → (平成19年3月廃止)

(注) 該当するうちの最も厳しい減算(病院は(III)、診療所は(II))を適用する。
 なお、青字は平成18年4月改定前の減算。

○ 第39回介護給付費分科会において、病院療養病床療養環境減算(III)及び診療所療養病床療養環境減算(II)については平成19年3月末、病院療養病床療養環境減算(II)及び診療所療養病床療養環境減算(I)については平成20年3月末をもって廃止することについて諮問・答申を受け、廃止が決定された。